

養父市立関宮学園後期課程部活動方針

1 部活動の意義

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成を図るものである。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師、指導員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自らの目標の達成に向けて粘り強く挑戦したりするなど人間形成に資するものである。

2 部活動の目的

部活動により、生徒が生涯にわたってスポーツや文化、科学に親しみ、社会の中でよりよく豊かに生きるための資質・能力の基盤を育むことを目的とする。したがって体力や技能の向上をめざすことのみ偏ることなく、適切な指導や支援によって、仲間と協力したり、切磋琢磨したりすることで、生徒一人ひとりが充実感や達成感を味わうことができるようにする。

3 活動の方針

- (1) 養父市立中学校における運動部活動の方針（H30年12月策定）に則り、成長の著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントの根絶と、安全で安心な指導を徹底する。また、それに適う活動環境を整える。
- (2) 部活動の運営は、生徒の意見を十分に反映させることが重要である。したがって練習計画や練習内容を含め「生徒自らが安全で楽しい部活動のルールをつくり、主体的に活動する態度を育てる」という視点に立った指導体制を推進する。
- (3) 本方針に則り、顧問は毎月の活動計画を作成し、生徒・保護者に知らせることにより、過度な負担となっていないか、多くの目で検証するものとする。また、校長は活動の実態を把握し、指導、是正をおこなう。

4 設置する部

運動部：①野球部 ②男子バスケットボール部 ③女子バスケットボール部
④陸上競技部・駅伝競走部（特設） ⑤スキー部（特設）
文化部：①吹奏楽部

5 活動日・活動時間

- (1) 学期中は、週当たり、平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とする。休養日が確保できなかった場合は、他の週に振り替える。但し、週休日の休養日を平日の休養日に振り替えることはできない。
- (2) 長期休業中の休養日の設定については、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

- (3) 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。但し、練習試合を行う場合は、生徒の負担を考慮しながらこれを越えることがあってもよいものとする。
- (4) 公式戦を直前に控えた場合等は、生徒の疲労状況を把握し、健康や安全に十分に留意して保護者の同意を得た上で早朝練習、特別練習を行う場合や平日や週休日の休養日に活動する場合もある。
公式戦とは、運動部の場合、春季但馬大会、夏季総合体育大会、新人戦、並びに協会主催で但馬を勝ち抜いて出場する県大会とする。吹奏楽部の場合は吹奏楽コンクール、アンサンブルコンテストとする。
- (5) 定期テスト期間中の部活動については、原則として中間テスト3日前、期末テスト5日前からは活動停止期間とする。
- (6) 土・日・祝日などに養父市に「暴風」「大雨」「洪水」「大雪」の警報が発令されている場合の部活動については、原則として次のようにする。
 - ・午前6時の段階で、警報発令中の場合、午前の活動は中止とする。
 - ・午前9時の段階で、警報が解除になった場合、午後の活動は可能とする。
 - ・午前9時の段階で、警報発令中の場合、その日の部活動は中止とする。
 - ・部活動中に警報が出た場合、生徒の安全を第一優先とし、速やかに下校させる。

6 その他

- (1) 部活動の服装については、運動部の場合は、原則として体育授業時の服装で活動する。ただし、部の特性を考え、必要な服装やその他のものは、部内で指導されたものを着用する。休日の練習や試合などでは、登下校についても同様とする。
- (2) 活動場所の整備に努め、部活動で使用する用具・器具の安全な取り扱いや管理・点検に努める。
- (3) 生徒の教育上の意義、生徒や顧問への負担、校外への移動に伴う交通費等にかかる家庭の経済的な負担を考慮して、参加する大会等を精査する。
- (4) 対外試合等による校外への移動については公的交通機関を利用し、教員または校長が認める部活動指導員の引率を厳守する。